



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*15 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1

\*16 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 ( " )..... 13

### ○ 訓令

\*7 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課)..... 14

\*8 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 ( " )..... 33

## 規 則

### 和歌山県規則第15号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第6条の表総務部の部危機管理局の款中

危機管理課	
総合防災課	防災企画班 防災対策班 防災情報班
消防保安課	消防班 産業保安班

を

危機管理・消防課	総務計画班 消防保安班
防災企画課	企画班 情報班
災害対策課	

に改め、

同表福祉保健部の部健康局の款医務課の項中「計画調整班 医事班」を「医事調整班 医療戦略推進班」に改め、同款健康推進課の項中「母子保健班 国保班」を「母子保健班」に改め、同表県土整備部の部道路局の款道路建設課の項中「施設班 農林道班」を「施設・農林道班」に改め、同部港湾空港局の款中「港湾整備課」を「港湾漁港整備課」に、「海岸防災班」を「漁港整備班」に改める。

第7条第1項の表長寿社会課の項の次に次のように加える。

健康推進課	国民健康保険室
-------	---------

第7条第1項の表港湾整備課の項を次のように改める。

港湾漁港整備課	津波堤防整備室
---------	---------

第15条総務学事課の項第17号を同項第18号とし、同項第16号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) ふるさと誕生日に関すること。

第15条危機管理課の項から消防保安課の項までを次のように改める。

#### 危機管理・消防課

危機管理・消防課は、危機事象に係る対応の総合調整、消防の充実及び産業保安の確保により、県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県政に影響を及ぼす事件、事故、災害その他の危機事象に係る対応の総合調整に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関すること。
- (3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の施行に関すること。
- (4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関すること。
- (5) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関すること。
- (6) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関すること。
- (7) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）、電気工事士法（昭和35年法律第139号）及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の施行に関すること。
- (8) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関すること。
- (9) 防災センターに関すること。
- (10) 和歌山県消防学校に関すること。
- (11) その他任務の達成に必要なこと。

#### 防災企画課

防災企画課は、防災対策を推進し、県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に関すること。
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

#### 災害対策課

災害対策課は、危機事象発生時における県民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県政に影響を及ぼす事件、事故、災害その他の危機事象発生時の対処及び訓練に関すること。
- (2) 和歌山県防災航空センターに関すること。
- (3) その他任務の達成に必要なこと。

第19条環境生活総務課の項第2号中「及び和歌山県環境基本条例（平成9年和歌山県条例第41号）の施行に関すること。」を「の施行に関すること（環境管理課の所掌に属するものを除く。）。」に改め、同項第30号を同項第31号とし、同項第20号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同項第19号中「鳥獣の保護及

び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号を同項第20号とし、同項第3号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 和歌山県環境基本条例（平成9年和歌山県条例第41号）の施行に関すること。

第19条環境管理課の項第13号を同項第14号とし、同項第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号を同項第7号とし、同項第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 環境基本法の施行に関すること（環境基準の指定、公害防止計画の作成及び公害の防止に関する施策の総合調整に関することに限る。）。

第19条県民生活課の項第20号を削り、同項第21号を同項第20号とし、同条食品・生活衛生課の項第11号中「及び栄養表示基準関係」を「等」に改め、同項第23号を次のように改める。

(23) 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関すること。

第20条第1項中「前条環境生活総務課の項第19号から第29号」を「前条環境生活総務課の項第20号から第30号」に改め、同条第2項中「前条循環型社会推進課の項第2号」を「前条循環型社会推進課の項第1号、第2号」に改め、「限る。）」の次に「、第3号」を加え、同条第3項中「前条県民生活課の項第17号から第21号」を「前条県民生活課の項第16号から第19号」に改める。

第21条福祉保健総務課の項第7号中「こと」の次に「（他の課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号を同項第14号とし、同項第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること。

第21条子ども未来課の項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条長寿社会課の項第2号中「老人福祉」の次に「及び社会福祉事業従事者の確保」を加え、同項第5号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改め、「こと」の次に「（介護に関するものに限る。）」を加え、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関すること（介護福祉士に関するものに限る。）。

第21条医務課の項第25号を同項第26号とし、同項第18号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第21条健康推進課の項第5号中「平成18年法律第98号）」の次に「及び和歌山県がん対策推進条例（平成24年和歌山県条例第93号）」を加え、同項第21号を同項第25号とし、同項第20号を同項第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例（平成23年和歌山県条例第60号）の施行に関すること。

第21条健康推進課の項第19号を同項第22号とし、同項第13号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、同項第12号中「肝炎対策」を「肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）の施行」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関すること。

第21条健康推進課の項中第10号を同項第12号とし、同項第9号を同項第11号とし、同項第8号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の施行に関すること。

第21条健康推進課の項中第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の施行に関すること。

第22条に次の1項を加える。

2 国民健康保険室においては、健康推進課の所掌事務のうち、前条健康推進課の項第20号及び第21号に掲げる事務を所掌する。

第23条商工観光労働総務課の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条商工振興課の項第14号中「及び」を「並びに小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）附則第3条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる」に改める。

第24条第1項中「前条商工観光労働総務課の項第9号」を「前条商工観光労働総務課の項第8号」に改める。

第25条農業農村整備課の項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条果樹園芸課の項第19号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条林業振興課の項第7号中「及び森林組合併助成法（昭和38年法律第56号）」を削り、同項第31号を同項第32号とし、同項第14号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 森林・林業再生基盤づくり交付金に関すること。

第27条道路保全課の項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 災害対策基本法の施行に関すること（災害時における車両の移動等に関することに限る。）。

(6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の施行に関すること（自動車道事業に関し、県の処理する事務等に限る。）。

第27条都市政策課の項中「を行い、適切な景観を守り、都市公園施設の提供」を「、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等」に改め、同条建築住宅課の項第15号中「公営住宅整備事業」の次に「等」を加え、「公営住宅等関連事業推進事業等、住宅環境整備事業並びに住宅市街地整備事業」を「住環境整備事業」に改め、同項第21号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同項第23号を同項第24号とし、同項第22号を同項第23号とし、同項第21号の次に次の1号を加える。

(22) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第27条港湾整備課の項中「港湾整備課」を「港湾漁港整備課」に改め、「整備・保全を」の次に「行うとともに、津波堤防整備に係る企画調整を」を加え、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「港湾整備課」を「港湾漁港整備課」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 津波堤防整備に係る企画調整に関すること。

第28条第3項を次のように改める。

3 津波堤防整備室においては、港湾漁港整備課の所掌事務のうち、前条港湾漁港整備課の項第3号及び第5号に掲げる事務並びに第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事務（海岸及び津波堤防整備に関するものに限る。）を所掌する。

第29条総務事務集中課の項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

第33条第1項及び第2項中「室及び」を削る。

第36条の4第1項第20号中「森林・林業・木材産業づくり交付金」を「森林・林業再生基盤づくり交付金」に改め、同項第29号を削り、同項第30号を同項第29号とし、同項第31号を同項第30号とし、同項第32

号を同項第31号とする。

第36条の5第1項第15号を削り、同項第16号を同項第15号とし、同項第17号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第39条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。

第40条第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子家庭及び」の次に「父子家庭並びに」を加え、同条第8号中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改める。

第41条第7号を削る。

第51条の2第2項中「第57条第1項に規定する事務」の次に「(有田振興局建設部にあつては、同項第3号に規定するものを除く。)」を加える。

第52条第24号中「公営住宅」を「県営住宅」に改め、同条第27号中「住環境整備事業」の次に「等」を加え、同条第47号を同条第48号とし、同条第46号の次に次の1号を加える。

(47) 空家等対策の推進に関すること。

第57条第1項第3号中「公営住宅」を「県営住宅」に改め、同項第6号中「住環境整備事業」の次に「等」を加え、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 空家等対策の推進に関すること。

第61条に次の1項を加える。

2 日高振興局建設部の河港課においては、前項に規定する事務のほか、切目川ダム管理に関する事務を所掌する。

第63条第2項の表日高振興局建設部の項を削る。

第64条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とする。

第99条第2項を削る。

第115条第3号中「ねこ」を「猫」に改める。

第116条の4中

「子ども相談課 虐待対応課」を「子ども相談第一課 子ども相談第二課 家庭支援課」に改める。

第137条に次の1号を加える。

(21) 食品表示法の施行に関すること。

第146条第2項中「ダイケア科」の次に「訪問看護科」を加える。

第163条第1項中「機械金属産業部」を「機械産業部」に、「電子産業部」を「電子・材料産業部」に改める。

第210条の表中「(平成18年法律第50号)」を削り、

和歌山県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項の規定による本県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該事項に関する知事への意見陳述に関する事務	危機管理課
和歌山県防災会議	災害対策基本法第14条第2項の規定による県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合にお	総合防災課

	る県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務		
和歌山県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事務	消防保安課	を
和歌山救急救命協議会	消防法第35条の8の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整等に関する事務		

和歌山県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による本県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該事項に関する知事への意見陳述に関する事務	危機管理・消防課	に、
和歌山県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事務		
和歌山救急救命協議会	消防法第35条の8の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整等に関する事務		
和歌山県防災会議	災害対策基本法第14条第2項の規定による県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	防災企画課	

和歌山県子どもを虐待から守る審議会	和歌山県子どもを虐待から守る条例第21条第1項の規定による虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	子ども未来課	を
和歌山県次世代育成支援対策地域協議会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の計画及び次世代育成支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務		

和歌山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第62条第1項の計画及び子ども・子育て支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	
---------------	--	--

和歌山県子どもを虐待から守る審議会	和歌山県子どもを虐待から守る条例第21条第1項の規定による虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	子ども未来課
和歌山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第62条第1項の計画及び子ども・子育て支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	
幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等についての調査審議に関する事務	

に、

「第30条の12第1項」を「第30条の17第1項」に、

感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による通知、第20条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による入院の期間の延長及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関する事務	健康推進課
和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
和歌山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
和歌山県がん対策推進委員会	和歌山県がん対策推進条例（平成24年和歌山県条例第93号）第29条第1項の目的の達成を図るために行う「和歌山県がん対策推進計画」の策定及び評価に関すること、「和歌山県がん対策推進計画」に定める目標達成のための方策の検討に関すること並びにその他目的を達成するために必要な事項の協議に関する事務	

を

和歌山県地域・職域連携推進協議会	健康増進法第8条第1項の計画及びその推進についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会	がん、心臓病等の生活習慣病に係る検診についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県特定疾患対策協議会	特定疾患対策についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県感染症対策委員会	感染症対策についての重要事項の調査審議並びにエイズ治療拠点病院並びに肝疾患診療連携拠点病院及び専門医療機関の選定についての審査に関する事務
和歌山県肝疾患認定審査会	和歌山県肝炎治療特別促進事業の対象となる患者の認定に係る審査に関する事務
和歌山県健康危機管理専門家会議	健康危機管理施策についての重要事項の調査審議に関する事務

感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による通知、第20条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による入院の期間の延長及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関する事務	健康推進課
和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
和歌山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
和歌山県がん対策推進委員会	和歌山県がん対策推進条例（平成24年和歌山県条例第93号）第29条第1項の目的の達成を図るために行う「和歌山県がん対策推進計画」の策定及び評価に関すること、「和歌山県がん対策推進計画」に定める目標達成のための方策の検討に関すること並びにその他目的を達成するために必要な事項の協議に関する事務	

に、

和歌山県地域・職域連携推進協議会	健康増進法第8条第1項の計画及びその推進についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会	がん、心臓病等の生活習慣病に係る検診についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県特定疾患対策協議会	特定疾患対策についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県感染症対策委員会	感染症対策についての重要事項の調査審議並びにエイズ治療拠点病院並びに肝疾患診療連携拠点病院及び専門医療機関の選定についての審査に関する事務
和歌山県肝疾患認定審査会	和歌山県肝炎治療特別促進事業の対象となる患者の認定に係る審査に関する事務
和歌山県健康危機管理専門家会議	健康危機管理施策についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第2項の規定による指定難病の医療費支給認定について支給認定をしないとするときの審査に関する事務
和歌山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病の医療費支給認定について支給認定をしないとするときの審査に関する事務

和歌山県建設工事紛争審査会	建設業法第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事務	技術調査課      を
和歌山県公共工事入札監視委員会	県が発注する公共工事の入札及び契約手続の適正な執行についての調査審議に関する事務	
和歌山県公共事業再評価委員会	県が実施する公共事業の再評価についての重要事項の調査審議に関する事務	
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の総合評価落札方式による入札についての重要事項の調査審議に関する事務	
和歌山県建設工事等実績認定審査会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における実績条件と同等の能力を有すると認められる者についての審査に関する事務	
和歌山県建設技術審査会	県内の建設企業の新たな事業展開や新技術開発に係る事業の審査に関する事務	

和歌山県建設工事紛争審査会	建設業法第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのおっせん、調停及び仲裁に関する事務	技術調査課
和歌山県公共工事入札監視委員会	県が発注する公共工事の入札及び契約手続の適正な執行についての調査審議に関する事務	
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の総合評価落札方式による入札についての重要事項の調査審議に関する事務	
和歌山県建設工事等実績認定審査会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における実績条件と同等の能力を有すると認められる者についての審査に関する事務	
和歌山県建設技術審査会	県内の建設企業の新たな事業展開や新技術開発に係る事業の審査に関する事務	
和歌山県公共事業再評価委員会	県が実施する公共事業の再評価についての重要事項の調査審議に関する事務	検査・技術支援課

に、

和歌山県建築審査会	建築基準法第78条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築住宅課
和歌山県建築士審査会	建築士法第28条の規定による同法に規定する同意についての議決並びに2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務	

を

和歌山県建築審査会	建築基準法第78条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築住宅課
和歌山県建築士審査会	建築士法第28条の規定による同法に規定する同意についての議決並びに2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務	
避難路沿い建築物等対策審議会	和歌山県津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成24年和歌山県条例第45号）の規定による避難路沿いの建築物等の制限に関する重要事項の調査審議に関する事務	

に、

「及び和歌浦漁港指定漁港施設」を「和歌浦漁港指定漁港施設及び加太みなとまち」に、「港湾整備課」を「港湾漁港整備課」に改める。

第211条第1項の表部の部部長の項中「総務管理局に属する」を「総務部のうち危機管理局に属する職員を除く」に改め、同表局の部局長の項中「当該局」の次に「(総務部総務管理局にあつては行政改革課を、企画部企画政策局にあつては情報政策課を、同部地域振興局にあつては空港対策室を、環境生活部県民局にあつては食品・生活衛生課を、商工観光労働部商工労働政策局にあつては労働政策課を除く。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項の表中

本庁	理事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。	を
	参事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。	
	国体推進監	上司の命を受け、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。	
	企画員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	

本庁	理事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。	に、
	参事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。	
	国体推進監	上司の命を受け、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。	
	監察査察参事	上司の命を受け、監察査察に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。	
	企画員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	
総務部	行政改革担当参事	上司の命を受け、行政改革に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。	

室	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	を
	総括課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	
	課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	

室	副室長	上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、当該職務を代理し、及び担当事務を有する場合にあつてはその事務を処理する。	に
	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	
	総括課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	
	課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	

改める。

第212条第1項の表地方機関の部中「高等看護学院」の次に「及び産業技術専門学院」を加え、「以下この表（地方機関に設置する機関の項を除く。）及び」を削り、同表部（こころの医療センター診療部を除く。）の部中「（こころの医療センター診療部を除く。）」を削り、同表こころの医療センターの部検査科、作業療法科及びデイケア科の款中「及びデイケア科」を「、デイケア科及び訪問看護科」に改め、同条第2項の表地方機関の部中「高等看護学院」の次に「及び産業技術専門学院」を加え、「以下この項において「次長」という。」を削り、

こころの医療センター看護部	看護副部長	上司の命を受け、看護部長を補佐し、看護部長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、看護副部長が2人以上あるときは、あらかじめ院長が指名する看護副部長が当該職務を代理する。
こころの医療センター	看護師長 主任看護師	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
	副看護師長 主査看護師 副主査看護師 副主査准看護師 看護師 准看護師	上司の命を受け、看護業務に従事する。

を

こころの医療センター	副部長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ院長が指名する副部長が当該職務を代理する。
	看護師長 主任看護師	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
	副看護師長 主査看護師 副主査看護師 副主査准看護師 看護師 准看護師	上司の命を受け、看護業務に従事する。

に、

「  
総括研究員  
主任研究員  
主査研究員  
副主査研究員  
研究員  
」を「  
総括研究員  
総括主任研究員  
主任研究員  
主査研究員  
副主査研究員  
研究員  
」に改める。

第216条第1項の表を次のように改める。

職	職務
主事	上司の命を受け、業務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。
国際化推進員	上司の命を受け、国際化に関する事務に従事する。

現業技能員	上司の命を受け、技能的業務に従事する。
技師補	上司の命を受け、技能的業務に従事する。
用務員	上司の命を受け、庁舎の清掃等の業務に従事する。

第219条第1項の表中「消防保安課長」を「災害対策課長」に、「消防保安課副課長」を「災害対策課副課長」に改める。

別表第7中「及び担当名」を削り、「機動担当」を「機動グループ」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第19条環境生活総務課の項第19号及び第25条果樹園芸課の項第19号の改正規定は、平成27年5月29日から施行する

### 和歌山県規則第16号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中アを削り、イをアとし、ウからキまでをイからカまでとし、クを削り、ケをキとし、コからシまでを削り、同号を同項第8号とし、同項第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号エ中「第11条第1項及び第2項」を「第27条第1項及び第2項」に改める。

第4条第1号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 第9条の3の規定による出張による業務の開始の届出書の受理

エ 第9条の4の規定による滞在して行う業務の開始の届出書の受理

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「第27条第2項」を「第28条第2項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号ウ中「変更等の届出の受理」を「報告の徴収又は立入検査」に改め、同号を同条第16号とし、同条第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(21) 食品表示法（平成25年法律第70号）に関する次のこと。

ア 第6条第8項の規定による命令

イ 第7条の規定による公表（第6条第8項の規定による命令に係るものに限る。）

ウ 第8条第1項の規定による報告の徴収及び物件の提出並びに立入検査、質問及び収去

エ 第8条第2項の規定による報告の徴収及び物件の提出並びに立入検査及び質問

オ 第12条第1項及び第2項の規定による申出の受理及び同条第3項の規定による調査

第4条第42号エ中「ねこ」を「猫」に改め、同条第45号ア中「第34条第1項」を「第34条」に改める。

第4条の2第1号ア中「ねこ」を「猫」に改める。

第4条の3第1号イ及びエ中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号ク中「第27条第1項第3号」を「第27条第1項及び第2項」に、「措置等」を「措置」に改め、同号ケ中「第27条第2項」を「第28条第1項から第3項まで」に、「措置等」を「措置」に改め、同号中セをソとし、サからスまでをシからセまでとし、コの次に次のように加える。

サ 第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の聴取

第4条の3第2号ア中「第8条の2第1項、第2項及び第3項」を「第8条の2」に改め、同号エ中「第9条の3第1項、第2項、第3項及び第5項」を「第9条の3第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第4条の4第1号イ及びビエ中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号ク中「第27条第1項第3号」を「第27条第1項及び第2項」に、「措置等」を「措置」に改め、同号ケ中「第27条第2項」を「第28条第1項から第3項まで」に、「措置等」を「措置」に改め、同号中セをソとし、サからスまでをシからセまでとし、コの次に次のように加える。

サ 第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の聴取

第4条の4第2号ア中「第8条の2第1項、第2項及び第3項」を「第8条の2」に改め、同号エ中「第9条の3第1項、第2項、第3項及び第5項」を「第9条の3第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第5条第1号ケ中「しゃ断」を「遮断」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 和歌山県訓令第7号

庁 中 一 般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「室長」の次に「、副室長」を加える。

第9条中「主務班長（主務班長を置いていない場合は、室長の指名する者）が当該事項を代決することができる」を「次の各号によるものとする」に改め、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 当該室の副室長が当該事項を代決する。
- (2) 前号の場合において、副室長が不在のときは、主務班長（主務班長を置いていない場合は、室長が指名する者）が当該事項を代決することができる。

第13条中「監察査察課長」を「監察査察参事、行政改革担当参事」に改める。

別表第1課長専決事項の欄41を同欄42とし、同欄40を同欄41とし、同欄39の次に次のように加える。

40 管理する物品の短期の貸付けに関する事。

別表第2総務部の表管財課の項局長専決事項の欄3を削り、同欄4を同欄3とし、同項課長専決事項の欄1中「県の庁舎等取締りに関する規則」の次に「（昭和32年和歌山県規則第80号）」を加え、「次の」を削り、同欄1（1）を削り、同表危機管理課の項中「危機管理課」を「危機管理・消防課」に改め、同項局長専決事項の欄に同欄1から4までとして次のように加える。

1 消防組織法（昭和22年法律第226号）に関する次のこと。

- (1) 消防施設の強化拡充の指導及び助成（第29条第4号）

2 消防法（昭和23年法律第186号）に関する次のこと。

- (1) 危険物製造所等の使用の停止命令（第12条の2）
- (2) 緊急時の一時使用停止命令等（第12条の3）
- (3) 危険物取扱者免状の返納命令（第13条の2第5項）
- (4) 危険物取扱者試験の実施（第13条の3）
- (5) 事故時の応急措置の命令（第16条の3第3項）
- (6) 無許可施設等に対する措置命令（第16条の6）
- (7) 消防設備士免状の返納命令（第17条の7第2項）

- (8) 消防設備士試験の実施 (第17条の8)
- 3 石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号) に関する次のこと。
- (1) 和歌山県石油コンビナート等防災本部の本部員の任免 (第28条)
- 4 和歌山県石油コンビナート等防災本部条例 (昭和51年和歌山県条例第35号) に関する次のこと。
- (1) 和歌山県石油コンビナート等防災本部の幹事の任免 (第2条)
- 別表第2総務部の表危機管理課の項課長専決事項の欄に次のように加える。
- 2 災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号) に関する次のこと。
- (1) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認 (第33条)
- 3 消防組織法に関する次のこと。
- (1) 消防に関する市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調等 (消防施設の強化拡充の指導及び助成に係るものを除く。) (第29条)
- 4 退職消防団員報償規程 (昭和36年消防庁告示第3号) による報償該当者の推薦等に関すること。
- 5 消防法に関する次のこと。
- (1) 危険物製造所等の設置の許可 (第11条第1項)
- (2) 危険物製造所等の完成検査及び完成検査前検査 (第11条第5項、第11条の2)
- (3) 仮使用及び仮取扱の承認 (第11条第5項)
- (4) 危険物製造所等の承継の届出の受理 (第11条第6項)
- (5) 危険物製造所等において取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出の受理 (第11条の4)
- (6) 危険物の貯蔵又は取扱いの違反に対する命令 (第11条の5第1項)
- (7) 危険物製造所等の用途廃止の届出の受理 (第12条の6)
- (8) 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出の受理 (第12条の7第2項)
- (9) 危険物保安監督者の選任又は解任の届出の受理 (第13条第2項)
- (10) 危険物取扱者免状の交付 (第13条の2第3項)
- (11) 消防試験研究センターの指導監督 (第13条の15第2項)
- (12) 予防規程の認可 (第14条の2)
- (13) 資料の提出命令、立入検査等 (第16条の5第1項)
- (14) 消防設備士免状の交付 (第17条の7第1項)
- 6 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)、火薬類取締法施行令 (昭和25年政令第323号) 及び火薬類取締法施行規則 (昭和25年通商産業省令第88号) に関する次のこと。
- (1) 製造の許可 (第3条)
- (2) 販売営業の許可 (第5条)
- (3) 製造の許可又は販売営業の許可の取消し (第8条、第44条)
- (4) 製造施設又は製造方法の基準適合命令 (第9条第3項)
- (5) 製造施設等の変更許可 (第10条)
- (6) 製造施設等の軽微な変更の届出の受理 (第10条第2項)
- (7) 貯蔵の基準適合命令 (第11条第3項)
- (8) 火薬庫の設置、移転又はその構造・設備の変更の許可 (第12条)
- (9) 火薬庫の設備等の軽微な変更の届出の受理 (第12条第2項)
- (10) 火薬庫の共同使用許可 (第13条)
- (11) 火薬庫の所有者又は占有者に対する修理、改造及び移転命令 (第14条第2項)
- (12) 製造施設又は火薬庫の完成検査 (第15条)
- (13) 製造・販売営業・火薬庫の廃止の届出の受理 (第16条)
- (14) 火薬類の譲渡又は譲受の許可及び許可の取消し並びに許可証の交付 (第17条第1項、第3項、第4項)

- (15) 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項の変更の書換え及び再交付 (第17条第7項、第8項)
  - (16) 火薬類の輸入の許可 (第24条第1項)
  - (17) 火薬類の消費の許可及び許可の取消し (第25条第1項、第3項)
  - (18) 火薬類の廃棄の許可 (第27条第1項)
  - (19) 危害予防規程の認可及び変更命令 (第28条)
  - (20) 保安教育計画の認可 (第29条第1項)
  - (21) 製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者の保安責任者及び副保安責任者の選任又は解任の届出の受理 (第30条第3項)
  - (22) 保安責任者等の試験の実施並びに免状の交付及び返納命令 (第31条第3項、第5項、第7項)
  - (23) 製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者の保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理 (第33条第2項)
  - (24) 保安責任者等の解任命令 (第34条第2項)
  - (25) 定期保安検査の実施 (第35条第1項)
  - (26) 製造施設又は火薬庫の定期自主検査の計画及びその変更の届出の受理 (第35条の2第2項)
  - (27) 製造施設又は火薬庫の定期自主検査の報告の受理 (第35条の2第3項)
  - (28) 製造施設又は火薬庫の定期自主検査の立会い (第35条の2第4項)
  - (29) 火薬類安定度試験の実施命令 (第36条)
  - (30) 製造・販売営業又は火薬類の貯蔵等の報告の徴収 (第42条)
  - (31) 立入検査、質問及び火薬類の収去 (第43条第1項)
  - (32) 緊急措置命令 (第45条)
  - (33) 指定完成検査機関の指定 (第45条の23、政令第16条第2項)
  - (34) 指定完成検査機関の指定の更新 (第45条の26、政令第16条第2項)
  - (35) 指定完成検査機関の事業所の変更の届出の受理 (第45条の28、政令第16条第2項)
  - (36) 指定完成検査機関の業務規程の認可等 (第45条の29、政令第16条第2項)
  - (37) 指定完成検査機関の業務の休止又は廃止の届出の受理 (第45条の30、政令第16条第2項)
  - (38) 指定完成検査機関の解任命令 (第45条の31、政令第16条第2項)
  - (39) 指定完成検査機関に対する適合命令 (第45条の33、政令第16条第2項)
  - (40) 指定完成検査機関に対する指定の取消し等 (第45条の34、政令第16条第2項)
  - (41) 指定完成検査機関に対する報告書の徴収 (第45条の36、政令第16条第2項)
  - (42) 指定完成検査機関に対する立入検査 (第45条の37、政令第16条第2項)
  - (43) 指定保安検査機関の指定等 (第45条の38、政令第16条第2項)
  - (44) 事故発生の報告の徴収 (第46条第2項)
  - (45) 事故発生時の指示 (第47条)
  - (46) 県公安委員会の意見の聴取 (第52条第1項)
  - (47) 公安委員会又は海上保安庁長官への通報 (第52条第2項)
  - (48) 火薬庫外の貯蔵所の指示 (省令第15条)
- 7 武器等製造法 (昭和28年法律第145号) に関する次のこと。
- (1) 猟銃等の製造の許可 (第17条)
  - (2) 猟銃等の試験的製造の許可 (第18条)
  - (3) 猟銃等の販売事業の許可 (第19条)
  - (4) 猟銃等の製造又は販売事業の許可の取消し、承継、猟銃等の種類の変更の許可、事業廃止届出、製造設備及び保管設備の改善命令及び工場等の移転の許可 (第20条)
  - (5) 製造又は販売業務の報告の徴収 (第24条)
  - (6) 猟銃等製造事業者の工場等への立入検査 (第25条)

- (7) 公安委員会への通報及び警察官又は海上保安官からの通報の受理 (第28条)
- 8 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 及び高圧ガス保安法施行令 (昭和26年政令第350号) に関する次のこと。
- (1) 高圧ガスの製造の許可 (第5条第1項)
  - (2) 高圧ガス製造の届出の受理 (第5条第2項)
  - (3) 高圧ガス製造の許可の取消し (第9条)
  - (4) 第1種製造者の承継の届出の受理 (第10条第2項)
  - (5) 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者等及び特定高圧ガス消費者に対する基準適合命令 (第11条第3項、第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20条の6第2項、第24条の3第3項)
  - (6) 高圧ガス製造施設等の変更許可 (第14条第1項)
  - (7) 高圧ガス製造施設等の軽微な変更の届出の受理 (第14条第2項)
  - (8) 第1種貯蔵所の設置の許可 (第16条第2項)
  - (9) 第1種貯蔵所の設置者の承継の届出の受理 (第17条第2項)
  - (10) 第2種貯蔵所設置の届出の受理 (第17条の2第1項)
  - (11) 第1種貯蔵所の設置の変更の許可 (第19条第1項)
  - (12) 第1種貯蔵所の設置の軽微な変更の届出の受理 (第19条第2項)
  - (13) 第2種貯蔵所の設置の変更の届出の受理 (第19条第4項)
  - (14) 高圧ガス製造施設又は第1種貯蔵所の完成検査 (第20条第1項)
  - (15) 高圧ガスの販売事業の届出の受理 (第20条の4)
  - (16) 販売業者等の周知させる義務についての勧告及び公表 (第20条の5第2項、第3項)
  - (17) 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者及び販売業者の製造等の廃止等の届出の受理 (第21条)
  - (18) 高圧ガス輸入検査 (第22条第1項)
  - (19) 高圧ガス輸入検査に合格しなかった場合の措置命令 (第22条第3項)
  - (20) 特定高圧ガスの消費の届出の受理 (第24条の2)
  - (21) 特定高圧ガスの消費のための施設等の変更の届出の受理 (第24条の4第1項)
  - (22) 特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理 (第24条の4第2項)
  - (23) 危害予防規程の届出及び変更の届出の受理 (第26条第1項)
  - (24) 危害予防規程の変更命令並びに遵守措置命令及び勧告 (第26条第2項、第4項)
  - (25) 保安教育計画の変更命令及び改善勧告 (第27条第2項、第5項)
  - (26) 保安統括者等の選任又は解任の届出の受理 (第27条の2、第27条の3、第27条の4)
  - (27) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付 (第29条)
  - (28) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付事務の委託 (第29条の2第1項)
  - (29) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令 (第30条)
  - (30) 製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施 (第31条第2項)
  - (31) 保安統括者等の代理者の選任又は解任の届出の受理 (第33条)
  - (32) 保安統括者等の解任命令 (第34条)
  - (33) 特定施設の保安検査 (第35条第1項)
  - (34) 危険事態の届出の受理 (第36条第2項)
  - (35) 第1種製造者又は第1種貯蔵所の所有者若しくは占有者の許可の取消し等 (第38条)
  - (36) 緊急措置命令等 (第39条)
  - (37) 容器の製造の方法の基準適合命令 (第41条第2項、政令第18条第2項第2号)
  - (38) 容器検査 (第44条第1項、政令第18条第2項第3号)

- (39) 容器の刻印等 (第45条第1項、政令第18条第2項第3号)
  - (40) 特別充てん許可 (第48条第5項、政令第18条第2項第3号)
  - (41) 容器再検査 (第49条、政令第18条第2項第4号、第5号)
  - (42) 附属品検査 (第49条の2第1項、政令第18条第2項第6号)
  - (43) 附属品の刻印 (第49条の3第1項、政令第18条第2項第6号)
  - (44) 附属品再検査 (第49条の4第1項、第3項、政令第18条第2項第7号)
  - (45) 容器検査所の登録 (第50条第3項、第4項、政令第18条第2項第8号)
  - (46) 検査主任者の解任命令 (第52条第4項、政令第18条第2項第8号)
  - (47) 容器検査所の登録の取消し等 (第53条、政令第18条第2項第8号)
  - (48) 容器の充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の刻印等 (第54条第1項、第2項、政令第18条第2項第3号)
  - (49) 容器のくず化その他の処分命令及び報告の受理 (第56条第1項、第2項、政令第18条第2項第3号)
  - (50) 容器検査所の廃止の届出の受理 (第56条の2、政令第18条第2項第9号)
  - (51) 指定完成検査機関の指定 (第58条の18、政令第18条第1項第1号)
  - (52) 指定完成検査機関の指定の更新 (第58条の20の2、政令第18条第1項第1号)
  - (53) 指定完成検査機関の事業所の変更の届出の受理 (第58条の22、政令第18条第1項第1号)
  - (54) 指定完成検査機関の業務規程の認可等 (第58条の23第1項、第3項、政令第18条第1項第1号)
  - (55) 指定完成検査機関の業務の休止又は廃止の届出の受理 (第58条の24、政令第18条第1項第1号)
  - (56) 指定完成検査機関の解任命令 (第58条の27、政令第18条第1項第1号)
  - (57) 指定完成検査機関に対する適合命令 (第58条の29、政令第18条第1項第1号)
  - (58) 指定完成検査機関の指定の取消し等 (第58条の30、政令第18条第1項第1号)
  - (59) 指定保安検査機関の指定等 (第58条の30の3、政令第18条第1項第3号)
  - (60) 報告の徴収 (第61条第1項、第2項、政令第18条)
  - (61) 立入検査 (第62条第1項、第2項、政令第18条)
  - (62) 事故届の受理及び報告の命令 (第63条)
  - (63) 現状変更の禁止に係る指示 (第64条)
  - (64) 許可等の条件 (第65条)
  - (65) 公安委員会等への通報等 (第74条)
  - (66) 公示 (第74条の2第2項)
  - (67) 聴聞の特例 (第76条)
  - (68) 不服申立ての手續における意見の聴取 (第78条)
- 9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号) に関する次のこと。
- (1) 液化石油ガス販売事業の登録 (第3条第1項)
  - (2) 液化石油ガス販売事業者の登録番号の登録及び販売業者への通知 (第3条の2第1項、第2項)
  - (3) 液化石油ガス販売事業者の登録拒否の通知 (第4条第2項)
  - (4) 登録行政庁の変更の場合における届出の受理 (第6条)
  - (5) 販売所等の変更の届出の受理 (第8条)
  - (6) 販売事業の承継の届出の受理 (第10条第3項)
  - (7) 貯蔵施設の所有等の適用除外 (第11条)
  - (8) 規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止の命令 (第13条第2項)
  - (9) 書面の交付・再交付の命令 (第14条第2項)
  - (10) 販売施設又は販売方法の基準適合命令 (第16条第3項)
  - (11) 供給設備の基準適合命令 (第16条の2第2項)

- (12) 業務主任者の選任又は解任の届出の受理 (第19条第2項)
  - (13) 業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理 (第21条第2項)
  - (14) 販売事業者に対する業務主任者等の解任命令 (第22条)
  - (15) 販売事業の廃止の届出の受理 (第23条)
  - (16) 販売事業の登録の取消し又は停止命令 (第25条、第26条)
  - (17) 販売事業者の登録の削除 (第26条の2)
  - (18) 保安機関の認定及び認定の更新 (第29条、第31条、第32条第2項)
  - (19) 保安機関の一般消費者等の数の増加の認可等 (第33条)
  - (20) 保安機関への改善命令 (第34条第3項)
  - (21) 保安機関の保安業務規程の認可、変更認可及び変更命令 (第35条)
  - (22) 保安機関に対する基準適合命令 (第35条の2)
  - (23) 保安機関の認定の取消し (第35条の3)
  - (24) 保安機関の登録行政庁の変更、認定の変更、認定の承継及び廃止の届出の受理 (第35条の4)
  - (25) 消費設備の基準適合命令 (第35条の5)
  - (26) 液化石油ガス販売事業者の認定 (第37条の6)
  - (27) 認定液化石油ガス販売事業者からの報告の徴収 (第35条の7)
  - (28) 認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し (第35条の10)
  - (29) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可 (第36条、第37条)
  - (30) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可等 (第37条の2)
  - (31) 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査等 (第37条の3第1項、第2項)
  - (32) 充てん設備の許可 (第37条の4)
  - (33) 充てん設備等の基準適合命令 (第37条の5第3項)
  - (34) 充てん設備の保安検査等 (第37条の6)
  - (35) 貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の許可の取消し等 (第37条の7第1項、第2項)
  - (36) 液化石油ガス設備士免状及び免状交付事務の委託 (第38条の4、第38条の4の2)
  - (37) 液化石油ガス設備士試験及び試験事務の委託 (第38条の5、第38条の6)
  - (38) 特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理 (第38条の10)
  - (39) 業務又は経理の状況に関する報告の徴収 (第82条第1項、第2項)
  - (40) 立入検査等 (第83条第3項、第4項)
  - (41) 関係行政機関への通報等 (第87条)
  - (42) 公示 (第88条第2項)
  - (43) 聴聞の特例 (第90条)
  - (44) 不服申立ての手續における意見の聴取 (第92条)
- 10 ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に関する次のこと。
- (1) 販売事業者に関する立入検査 (第47条第1項)
- 11 電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和45年法律第96号) に関する次のこと。
- (1) 電気工事業者の登録及び更新に係る登録証の交付 (第3条第1項、第3項、第7条第1項)
  - (2) 電気工事業者の登録拒否 (第6条)
  - (3) 電気工事業者の登録の消除 (第14条)
  - (4) 電気工事の施行の差止め命令 (第17条第2項)
  - (5) 電気工事業者に対する危険等防止命令 (第27条)
  - (6) 電気工事業者の登録の取消し又は事業の停止命令 (第28条第1項)
  - (7) 電気工事業者の報告の徴収及び立入検査 (第29条第1項)
  - (8) 聴聞の実施 (第30条)

(9) 電気工事に関する苦情処理のあっせん (第33条)

12 電気工事士法 (昭和35年法律第139号) に関する次のこと。

- (1) 電気工事士免状の交付及び返納命令 (第4条)
- (2) 電気工事士の業務に関する報告の徴収 (第9条)

13 電気用品安全法 (昭和36年法律第234号) に関する次のこと。

- (1) 販売事業者に関する立入検査 (第46条第1項)

14 石油コンビナート等災害防止法に関する次のこと。

- (1) 特定事業者に対する報告の徴収 (第39条)

別表第2総務部の表総合防災課の項中「総合防災課」を「防災企画課」に改め、同項部長専決事項の欄3を削り、同欄4を同欄3とし、同欄に次のように加える。

4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号) に関する次のこと。

- (1) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定に係る関係市町村の意見聴取 (第3条第4項)
- (2) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定に係る意見聴取 (第10条第4項)

別表第2総務部の表総合防災課の項部長専決事項の欄5を削り、同項課長専決事項の欄2を削り、同表消防保安課の項中「消防保安課」を「災害対策課」に改め、同項部長専決事項の欄に同欄1として次のように加える。

1 和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) に関する次のこと。

- (1) 和歌山県災害対策本部緊急防災要員、広域防災拠点要員及び災害時緊急支援要員の任免 (第11条第3項、第12条第2項及び第13条第2項)

別表第2総務部の表消防保安課の項局長専決事項の欄1から4までを削り、同項課長専決事項の欄1から12までを削り、別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項課長専決事項の欄1 (17) 中「第34条第1項」を「第34条」に改め、同表自然環境室の項課長専決事項の欄1中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表環境管理課の項部長専決事項の欄2を同欄3とし、同欄1 (2) を同欄1 (3) とし、同欄1 (1) を同欄1 (2) とし、同欄1に同欄1 (1) として次のように加える。

- (1) 総量規制基準の決定 (第4条の5)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項部長専決事項の欄1を同欄2とし、同欄に同欄1として次のように加える。

1 環境基本法 (平成5年法律第91号) に関する次のこと。

- (1) 環境基準の類型を当てはめる地域又は水域の指定 (第16条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄1 (8) を同欄1 (10) とし、同欄1 (7) 中「汚濁」を「水質の汚濁」に改め、同欄1 (7) を同欄1 (9) とし、同欄1 (6) を削り、同欄1 (5) を同欄1 (8) とし、同欄1 (4) を同欄1 (7) とし、同欄1 (3) 中「第13条の3」を「第13条の4」に改め、同欄1 (3) を同欄1 (6) とし、同欄1 (2) の次に次のように加える。

- (3) 排出水の排出者に対する改善命令等 (第13条)
- (4) 有害物質特定事業場から水を排出する者に対する改善命令等 (第13条の2)
- (5) 有害物質使用特定施設設置者に対する改善命令等 (第13条の3)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄2 (4) を同欄2 (5) とし、同欄2 (3) を同欄2 (4) とし、同欄2 (2) の次に次のように加える。

- (3) 違反に対する措置命令 (第11条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄3 (6) を同欄3 (12) とし、同欄3 (5) を同欄3 (11) とし、同欄3 (4) を同欄3 (8) とし、同欄3 (8) の次に次のように加える。

- (9) 特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等 (第18条の19)

(10) 大気汚染緊急時の措置 (第23条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄3 (3) を同欄3 (7) とし、同欄3 (2) を同欄3 (3) とし、同欄3 (3) の次に次のように加える。

(4) 揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令 (第17条の8)

(5) 揮発性有機化合物排出施設の改善命令 (第17条の11)

(6) 一般粉じん発生施設の基準適合命令 (第18条の4)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄3 (1) の次に次のように加える。

(2) ばい煙発生施設の改善命令等 (第14条第1項及び第3項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄4 (4) を同欄4 (5) とし、同欄4 (5) の次に次のように加える。

(6) 都道府県知事による調査測定に係る国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長との協議等 (第27条第1項及び第2項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄4 (3) を同欄4 (4) とし、同欄4 (2) の次に次のように加える。

(3) 排出者への改善命令等 (第22条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄8 (5) を同欄8 (8) とし、同欄8 (4) を同欄8 (7) とし、同欄8 (3) 中「(水質汚濁に関するものに限る。)」を削り、同欄8 (3) を同欄8 (5) とし、同欄8 (5) の次に次のように加える。

(6) 事故時の措置 (第35条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄8 (2) の次に次のように加える。

(3) 指定工場又は特定施設に係る改善命令等 (第31条)

(4) 指定工場又は特定施設に係る改善措置の確認 (第33条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄9中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同欄9 (2) 中「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類充填回収業者」に、「第24条」を「第49条」に改め、同欄9 (2) を同欄9 (7) とし、同欄9 (1) 中「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類充填回収業者」に、「第23条」を「第48条」に改め、同欄9 (1) を同欄9 (6) とし、同欄9 (1) から (5) までとして次のように加える。

(1) 第1種特定製品の管理者への助言及び指導 (第17条)

(2) 第1種特定製品の管理者への勧告、勧告に従わなかった場合の公表及び命令 (第18条)

(3) 第1種フロン類充填回収業者の登録の拒否 (第29条)

(4) 第1種フロン類充填回収業者の登録の抹消 (第34条)

(5) 第1種フロン類充填回収業者の登録の取消し等 (第35条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄9の2及び10を削り、同欄11 (1) を次のように改める。

(1) 土壌汚染状況調査を行う者の指定 (第3条第1項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄11 (3) 中「第4条」を「第4条第2項」に改め、同欄11 (7) を同欄11 (8) とし、同欄11 (6) を同欄11 (7) とし、同欄11 (5) の次に次のように加える。

(6) 土壌汚染状況調査を行う者の指定の更新 (第32条第1項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

11 企業と締結した環境保全協定又は公害防止協定に関する次のこと。

(1) 協定に規定された事項に違反した場合の改善措置の要求又は改善の指示

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄1 (5) を同欄1 (6) とし、同欄1 (4) の次に次のように加える。

(5) 公共用水域及び地下水の水質の公表 (第17条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄3 (5) を次のように改める。

(5) 自動車排出ガスの濃度の測定 (第20条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄3 (5) の次に次のように加える。

(6) 大気汚染の状況の常時監視及び環境大臣への報告 (第22条)

(7) 大気汚染の状況の公表 (第24条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄4 (5) を同欄4 (7) とし、同欄4 (4) の次に次のように加える。

(5) ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視及び環境大臣への報告 (第26条)

(6) 都道府県知事による調査測定結果の公表及び職員による立入、調査測定等 (第27条第3項及び第4項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄8 (6) を削り、同欄8 (7) を同欄8 (6) とし、同欄9中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同欄9 (1) 中「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類充填回収業者」に、「第9条」を「第27条」に改め、同欄9 (2) を削り、同欄9 (3) 中「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類充填回収業者」に、「第12条」を「第30条」に改め、同欄9 (3) を同欄9

(2) とし、同欄9 (4) を削り、同欄9 (5) 中「第1種フロン類回収業者登録簿」を「第1種フロン類充填回収業者登録簿」に、「第14条」を「第32条」に改め、同欄9 (5) を同欄9 (3) とし、同欄9 (6) から

(8) までを削り、同欄9 (9) 中「第1種フロン類回収業者等に対する」を「第1種フロン類充填回収業者の」に、「第43条」を「第91条」に改め、同欄9 (9) を同欄9 (4) とし、同欄9 (10) 中「第1種フロン類回収業者」を「第1種フロン類充填回収業者」に、「第44条」を「第92条」に改め、同欄9 (10) を同欄9 (5) とし、同欄9の2を削り、同欄11を同欄12とし、同欄に次のように加える。

13 企業と締結した環境保全協定又は公害防止協定に関する次のこと。

(1) 公害関係法令に定める特定施設及びその他公害発生のおそれのある施設の新設又は増設の承認

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄10 (1) から (7) までを同欄10 (2) から (8) までとし、同欄10に同欄10 (1) として次のように加える。

(1) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認等 (第3条第1項、第4項及び第5項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年法律第86号) に関する次のこと。

(1) 届出事項の集計結果の公表 (第8条第5項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄10 (1) 中「知事の指示 (第7条)」を「措置命令 (第6条)」に改め、同欄10 (2) を削り、同欄11を次のように改める。

11 食品表示法 (平成25年法律第70号) に関する次のこと。

(1) 食品表示に関する指示 (第6条第1項及び第3項)

(2) 食品表示に関する命令 (第6条第5項)

(3) 食品表示に関する指示又は命令の公表 (第7条)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

12 理容師養成施設指定規則 (平成10年厚生省令第5号) に関する次のこと。

(1) 理容師養成施設の指定 (第3条第1項)

(2) 理容師養成施設の指定の取消し (第13条第1項)

13 美容師養成施設指定規則 (平成10年厚生省令第8号) に関する次のこと。

(1) 美容師養成施設の指定 (第2条第1項)

(2) 美容師養成施設の指定の取消し (第12条第1項)

14 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 (昭和32年政令第279号) に関する次のこと。

(1) 振興計画の認定 (第9条第1項)

(2) 振興計画の変更認定 (第9条第1項)

(3) 振興計画の取消し (第9条第1項)

15 調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条第1号の調理師養成施設の指定に関すること。

16 製菓衛生師法 (昭和41年法律115号) 第5条第1号の製菓衛生師養成施設の指定に関すること。

17 食品衛生法施行令 (昭和28年政令第229号) に関する次のこと。

(1) 食品衛生管理者養成施設の登録 (第14条)

(2) 食品衛生管理者養成施設の登録の取消し (第17条)

(3) 食品衛生管理者講習会の登録 (第21条)

(4) 食品衛生管理者登録講習会の実施者に対する適合命令 (第28条)

(5) 食品衛生管理者登録講習会の実施者に対する改善命令 (第29条)

(6) 食品衛生管理者登録講習会の登録の取消し等 (第30条)

18 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (平成3年政令第52号) に関する次のこと。

(1) 食鳥処理衛生管理者養成施設の登録 (第1条)

(2) 食鳥処理衛生管理者養成施設の登録の取消し (第5条)

(3) 食鳥処理衛生管理者講習会の登録 (第8条)

(4) 食鳥処理衛生管理者登録講習会の実施者に対する適合命令 (第15条)

(5) 食鳥処理衛生管理者登録講習会の実施者に対する改善命令 (第16条)

(6) 食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録の取消し等 (第17条)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

12 理容師養成施設指定規則に関する次のこと。

(1) 理容師養成施設の変更等の承認 (第6条第1項及び第3項)

13 美容師養成施設指定規則に関する次のこと。

(1) 美容師養成施設の変更等の承認 (第5条第1項及び第3項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項課長専決事項の欄4 (1) 中「第2条」を「第1条」に改め、同欄8 (1) 中「第9条第2項」を「第9条第1項」に改め、同欄8 (1) を同欄8 (2) とし、同欄8に同欄8

(1) として次のように加える。

(1) 違反被疑事業者に対する根拠資料の提出の要求 (第4条第2項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項課長専決事項の欄9を次のように改める。

9 食品表示法に関する次のこと。

(1) 食品関係事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査、質問及び収去 (第8条第1項)

(2) 食品関係事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問 (第8条第2項)

(3) 食品表示が適正でない旨の申出の受付及び調査 (第12条)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

10 理容師養成施設指定規則に関する次のこと。

(1) 理容師養成施設に対する報告の徴収及び指示 (第12条)

11 美容師養成施設指定規則に関する次のこと。

(1) 美容師養成施設に対する報告の徴収及び指示 (第11条)

12 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令に関する次のこと。

(1) 振興計画実施状況の報告 (第9条第1項)

(2) 振興計画の認定、変更の認定又は取消しに関する報告 (第9条第4項)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項部長専決事項の欄2 (1) 中「指示 (第7条)」を「措置命令 (第6条)」に改め、同欄2 (2) を削り、同項課長専決事項の欄2 (1) 中「第9条第2項」を「第9条第1項」に改め、同欄2 (1) を同欄2 (2) とし、同欄2に同欄2 (1) として次のように加える。

(1) 違反被疑事業者に対する根拠資料の提出の要求 (第4条第2項)

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項部長専決事項の欄1 (1) を削り、同欄1 (2) を同欄1 (1) とし、同欄1 (3) を同欄1 (2) とし、同欄1 (4) を削り、同欄1 (5) を同欄1 (3) とし、同欄1 (6) を同欄1 (4) とし、同欄1 (7) を削り、同欄1 (8) から同欄1 (10) までを同欄1 (5) から同欄1 (7) までとし、同欄1 (11) から同欄1 (13) までを削り、同欄1 (14) を同欄1 (8) とし、同欄1 (15) 及び同欄1 (16) を削り、同欄1 (17) 中「認知」を「認定」とし、同欄1 (17) を同欄1 (9) とし、同欄1 (18) を削り、同欄1 (19) を同欄1 (10) とし、同欄1 (20) を削り、同欄1 (21) から同欄1 (25) までを同欄1 (11) から同欄1 (15) までとし、同項局長専決事項の欄1 (4) を同欄1 (6) とし、同欄1 (6) の次に次のように加える。

(7) 特定非営利活動法人の合併の認証の申請の受理、公告及び縦覧 (第34条第5項)

(8) 警視総監又は警察本部長の意見聴取 (第43条の2、第12条の2)

(9) 特定非営利活動法人の認定に係る意見聴取 (第48条)

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項局長専決事項の欄1 (3) を同欄1 (5) とし、同欄1 (2) を同欄1 (4) とし、同欄1 (1) を同欄1 (3) とし、同欄1に同欄1 (1) 及び (2) として次のように加える。

(1) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の受理、公告及び縦覧 (第10条第2項)

(2) 特定非営利活動法人の仮理事、特別代理人の選任 (第17条の3、第17条の4)

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項課長専決事項の欄1 (15) を同欄1 (18) とし、同欄1 (18) の次に次のように加える。

(19) 特定非営利活動法人の仮認定の申請の受理 (第58条)

(20) 認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請の受理 (第63条第3項)

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項課長専決事項の欄1 (14) を同欄1 (17) とし、同欄1 (11) から1 (13) までを同欄1 (14) から (16) までとし、同欄1 (10) を同欄1 (12) とし、同欄1 (12) の次に次のように加える。

(13) 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請の受理 (第51条第3項)

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項課長専決事項の欄1 (9) の次に次のように加える。

(10) 警察庁長官又は警察本部長の意見の受理 (第43条の3、第12条の2)

(11) 特定非営利活動法人の認定の申請の受理 (第44条第2項)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項部長専決事項の欄1 (1) を削り、同欄1 (2) を同欄1 (1) とし、同欄1 (3) を同欄1 (2) とし、同欄1 (4) を同欄1 (3) とし、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 和歌山県民生委員の定数を定める条例 (平成27年和歌山県条例第19号) に関する次のこと。

(1) 民生委員の定数の決定 (第2条)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄1 (12) を次のように改める。

(12) 社会福祉主事資格認定講習会の指定 (第19条第1項)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄11を削り、同欄10を同欄11とし、同欄3から9までを同欄4から10までとし、同欄2の次に次のように加える。

3 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) に関する次のこと。

(1) 生活困窮者就労訓練事業の認定及び認定の取消し (第10条)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

13 社会福祉主事養成機関等指定規則（平成12年厚生省令第53号）に関する次のこと。

- (1) 社会福祉主事指定養成機関の変更承認（第4条第1項）
- (2) 社会福祉主事指定養成機関の変更届出の受理（第4条第2項）
- (3) 社会福祉主事指定養成機関の報告の受理（第6条）
- (4) 社会福祉主事指定養成機関の報告の徴収及び指示（第7条第1項、第2項）
- (5) 社会福祉主事資格認定講習会の指定の取消し（第16条）
- (6) 社会福祉主事資格認定講習会の指定の取消承認（第17条）

14 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）に関する次のこと。

- (1) 社会福祉士養成施設の変更承認（第4条第1項）
- (2) 社会福祉士養成施設の変更届出の受理（第4条第2項）
- (3) 社会福祉士養成施設の報告の受理（第5条）
- (4) 社会福祉士養成施設の報告の徴収及び指示（第6条）

15 社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）に関する次のこと。

- (1) 社会福祉に関する実習演習科目の確認（第5条）
- (2) 社会福祉に関する実習演習科目の確認の取消し（第7条）
- (3) 社会福祉に関する実習演習科目の確認の取消承認（第8条）

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄11を同欄15とし、同欄15の次に次のように加える。

16 社会福祉主事養成機関等指定規則に関する次のこと。

- (1) 社会福祉主事資格認定講習会の変更承認（第12条第1項）
- (2) 社会福祉主事資格認定講習会の変更届出の受理（第12条第2項）
- (3) 社会福祉主事資格認定講習会の報告の受理（第14条）
- (4) 社会福祉主事資格認定講習会の報告の徴収及び指示（第15条第1項、第2項）

17 社会福祉に関する科目を定める省令に関する次のこと。

- (1) 社会福祉に関する実習演習科目に係る変更届出の受理（第6条）
- (2) 社会福祉に関する実習演習科目の確認に係る資料の提出等（第9条第1項、第2項）

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄10を同欄14とし、同欄9を同欄12とし、同欄12の次に次のように加える。

13 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和42年政令第188号）に関する次のこと。

- (1) 国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書の交付（第1条第2項）

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄8を同欄10とし、同欄10の次に次のように加える。

11 戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和41年政令第227号）に関する次のこと。

- (1) 国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書の交付（第2条第2項）

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄7を同欄8とし、同欄8の次に次のように加える。

9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和40年政令第183号）に関する次のこと。

- (1) 国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書の交付（第1条第2項）

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄6の次に次のように加える。

7 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和38年政令第125号）に関する次のこと。

- (1) 国庫債券の買上げを必要とする旨の証明書の交付（第1条第2項）

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項部長専決事項の欄1 (2) 中「第35条第7項」を「第35条第12

項」に改め、同欄2中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同欄2 (1) 中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「第32条」を「第32条第4項」に改め、同欄3 (1) 中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定子ども園」に、「第3条」を「第3条第1項、第3項」に改め、同欄3 (2) 中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定子ども園」に、「第10条」を「第7条第1項」に改め、同欄3に次のように加える。

(3) 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止、休止若しくは設置者の変更の認可 (第17条第1項)

(4) 幼保連携型認定こども園の認可の取消し (第22条第1項)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄1 (3) 中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同欄1 (4) 中「最低基準維持」を「設備及び運営に関する基準維持」に改め、同欄5中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同欄5 (4) 中「母子福祉資金」を「母子父子福祉資金」に改め、同欄9 (1) を次のように改める。

(1) 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止、休止若しくは設置者の変更の届出の受理 (第16条)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄9に次のように加える。

(2) 幼保連携型認定こども園の報告の徴収等 (第19条)

(3) 幼保連携型認定こども園の改善勧告及び改善命令 (第20条)

(4) 幼保連携型認定こども園の事業停止命令 (第21条第1項)

(5) 認定こども園の変更の届出の受理 (第29条第1項)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項課長専決事項の欄5中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同欄5 (1) 中「第17条」の次に「、第31条の7」を加え、同欄5 (2) 中「母子家庭自立支援給付金」を「母子父子家庭自立支援給付金」に改め、「第31条」の次に「、第31条の10」を加え、同欄6中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同欄8 (1) 中「聴取等」の次に「第30条第1項」を加え、同表長寿社会課の項部長専決事項の欄1に次のように加える。

(3) 和歌山県福祉人材センターの指定及び公示 (第93条第1項、第2項)

(4) 和歌山県福祉人材センターの指定の取消し及び公示 (第98条第1項、第2項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄1に次のように加える。

(6) 和歌山県福祉人材センターの変更の届出の受理及び公示 (第93条第4項)

(7) 和歌山県福祉人材センターに対する監督命令 (第97条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄8に次のように加える。

(8) 介護福祉士実務者養成施設の指定 (第40条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

10 社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和62年政令第402号) に関する次のこと。

(1) 介護福祉士養成施設の変更承認 (第4条第1項)

(2) 介護福祉士養成施設の変更の届出の受理 (第4条第2項)

(3) 介護福祉士養成施設の報告の受理 (第5条)

(4) 介護福祉士養成施設の報告の徴収及び指示 (第6条)

(5) 介護福祉士実務者養成施設の指定の取消し (第7条、第8条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

16 社会福祉士及び介護福祉士法施行令に関する次のこと。

(1) 介護福祉士実務者養成施設の変更承認 (第4条第1項)

(2) 介護福祉士実務者養成施設の変更の届出の受理 (第4条第2項)

(3) 介護福祉士実務者養成施設の報告の受理 (第5条)

(4) 介護福祉士実務者養成施設の報告の徴収及び指示 (第6条)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄13を同欄14とし、同欄5から12までを同欄6か

ら13までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に関する次のこと。

(1) 精神保健指定医の証の作成及び交付に関すること（第2条の2の2、第2条の2の3）。

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄18を同欄28とし、同欄28の次に次のように加える。

29 救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）に関する次のこと。

(1) 救急救命士学校養成所の変更の承認（第3条第1項）

(2) 救急救命士学校養成所の変更の届出の受理（第3条第2項）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄17を同欄27とし、同欄13から16までを同欄23から26までとし、同欄12中「（昭和26年文部厚生省令第1号）」を「（昭和26年文部省・厚生省令第1号）」に改め、同欄12（1）を同欄12（4）とし、同欄12に同欄12（1）から（3）までとして次のように加える。

(1) 保健師学校養成所の変更の承認（第2条）

(2) 助産師学校養成所の変更の承認（第3条）

(3) 看護師学校養成所の変更の承認（第4条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄12を同欄22とし、同欄9から11までを同欄19から21までとし、同欄8を同欄17とし、同欄17の次に次のように加える。

18 柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）に関する次のこと。

(1) 柔道整復師養成施設の変更の承認（第4条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄7を同欄15とし、同欄15の次に次のように加える。

16 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号）に関する次のこと。

(1) はり師及びきゆう師養成施設の変更承認（第3条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄6を同欄10とし、同欄10の次に次のように加える。

11 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に関する次のこと。

(1) 歯科技工士養成所の変更の承認（第11条）

12 歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）に関する次のこと。

(1) 歯科衛生士養成所の変更の承認（第4条）

13 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）に関する次のこと。

(1) 言語聴覚士養成所の変更の承認（第3条）

14 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号）に関する次のこと。

(1) 臨床工学技士養成所の変更の承認（第3条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄5を同欄8とし、同欄8の次に次のように加える。

9 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に関する次のこと。

(1) 視能訓練士養成所の変更の承認（第12条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄4を同欄6とし、同欄6の次に次のように加える。

7 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に関する次のこと。

(1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の変更の承認（第11条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄3を同欄4とし、同欄4の次に次のように加える。

5 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に関する次のこと。

(1) 臨床検査技師養成所の変更の承認（第12条）

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄2の次に次のように加える。

3 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に関する次のこと。

(1) 診療放射線技師養成所の変更の承認（第9条）

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項部長専決事項の欄に同欄1から3までとして次のように加える。

1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に関する次のこと。

(1) 和歌山県指定難病審査会の委員の任命 (第8条第2項)

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) に関する次のこと。

(1) 指定地方公共機関の指定 (第2条第7項)

3 児童福祉法に関する次のこと。

(1) 和歌山県小児慢性特定疾病審査会の委員の任命 (第19条の4第2項)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項局長専決事項の欄14を同欄16とし、同欄9から13までを同欄11から15までとし、同欄8 (1) を同欄8 (3) とし、同欄8に同欄8 (1) 及び (2) として次のように加える。

(1) 小児慢性特定疾病指定医の指定等 (第19条の3第1項、第2項)

(2) 小児慢性特定疾病医療機関の指定等 (第19条の9、第19条の10、第19条の13、第19条の14、第19条の15、第19条の16、第19条の17、第19条の18、第19条の20)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項局長専決事項の欄8を同欄10とし、同欄7を同欄8とし、同欄8の次に次のように加える。

9 がん登録等の推進に関する法律 (平成25年法律第111号) に関する次のこと。

(1) 届出対象情報の届出を行う診療所の指定及び取消し (第6条)

(2) 届出の勧告等 (第7条)

(3) 権限及び事務の委任 (第24条)

(4) 違反行為等に関する勧告及び命令 (第38条)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項局長専決事項の欄6の次に次のように加える。

7 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) に関する次のこと。

(1) 指定難病指定医の指定等 (第6条)

(2) 指定医療機関の指定等 (第14条、第15条、第18条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄9を同欄12とし、同欄5から8までを同欄8から11までとし、同欄4 (2) を同欄4 (3) とし、同欄4 (1) を同欄4 (2) とし、同欄4に同欄4 (1) として次のように加える。

(1) 小児慢性特定疾病医療費の支給の認定等及び医療受給者証の交付 (第19条の3第3項、第4項、第7項、第19条の5、第19条の6)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄4を同欄7とし、同欄3を同欄4とし、同欄4の次に次のように加える。

5 がん登録等の推進に関する法律に関する次のこと。

(1) 死亡者情報票の提出 (第11条)

(2) 情報の収集、記録及び保存等のための関係者への協力依頼 (第16条)

(3) 審議会その他の合議制の機関への意見照会 (第18条第2項、第19条第2項、第21条第10項、第22条第2項、第4項)

(4) 都道府県がん情報の市町村、病院及びその他がんに係る調査研究を行う者への提供 (第18条第1項、第19条第1項、第20条、第21条第8項、第9項)

(5) 都道府県がんデータベースに関すること (第22条)。

(6) 情報の保護等 (第25条)

(7) 情報の取扱いに関する報告の徴収及び助言 (第36条、第37条)

6 新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する次のこと。

(1) 市町村行動計画に対する助言又は勧告 (第8条第3項)

(2) 指定地方公共機関への助言 (第9条第3項)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄2の次に次のように加える。

3 難病の患者に対する医療等に関する法律に関する次のこと。

(1) 支給認定等及び医療受給者証の交付 (第7条、第10条、第11条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1 (2) を削り、同欄1 (3) を同欄1 (2) とし、同欄1 (4) を同欄1 (3) とし、同欄1 (5) 中「第72条の3」を「第72条の4第1項」に改め、同欄1 (5) を同欄1 (4) とし、同欄1 (6) を同欄1 (5) とし、同欄1 (5) の次に次のように加える。

(6) 是正命令 (第72条の3、第72条の4第2項)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1 (11) 中「第77条」を「第76条の3」に改め、同欄1 (11) を同欄1 (13) とし、同欄1 (13) の次に次のように加える。

(14) 指定薬物等である疑いがある物品の検査命令、販売等禁止命令 (第76条の6)

(15) 指定薬物の廃棄等の措置命令、廃棄等の処分 (第76条の7)

(16) 指定薬物等に係る中止命令等 (第76条の7の2)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1 (10) 中「許可」の次に「及び登録」を、「第75条」の次に「、第75条の2」を加え、同欄1 (10) を同欄1 (11) とし、同欄1 (11) の次に次のように加える。

(12) 許可等の更新を拒否する場合の手続 (第76条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1 (9) を同欄1 (10) とし、同欄1 (8) 中「の監督」を「及び配置員の業務停止命令」に改め、同欄1 (8) を同欄1 (9) とし、同欄1 (7) を同欄1 (8) とし、同欄1 (6) の次に次のように加える。

(7) 中止命令等 (第72条の5)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄3 (3) 中「又は」を「及び」に改め、「第58条の8第1項」の次に「、第58条の9」を加え、同欄3 (3) を同欄3 (7) とし、同欄3 (7) の次に次のように加える。

(8) 診療報酬の支払の一時差止め (第58条の16第2項)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄3 (2) を同欄3 (6) とし、同欄3 (1) 中「第54条第4項」を「第54条第2項」に改め、同欄3 (1) を同欄3 (5) とし、同欄3に同欄3 (1) から (4) までとして次のように加える。

(1) 措置命令 (第50条の39)

(2) 改善命令等 (第50条の40)

(3) 向精神薬取扱責任者の変更命令 (第50条の41)

(4) 免許の取消し、業務停止命令 (第51条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄3を同欄5とし、同欄5の次に次のように加える。

6 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例 (平成24年和歌山県条例第83号) に関する次のこと。

(1) 知事監視製品及び知事指定薬物の販売中止等の命令 (第21条)

(2) 緊急時の勧告及び公表 (第22条第1項、第23条第1項)

(3) 販売中止等の命令の公表 (第23条第2項)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄2に次のように加える。

(2) 回収等の命令 (第15条の3)

(3) 登録の取消し、業務停止命令等 (第19条)

(4) 業務上取扱者の措置命令 (第22条第6項)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄2を同欄4とし、同欄1の次に次のように加える。

2 覚せい剤取締法 (昭和26年法律第252号) に関する次のこと。

(1) 指定の取消し、業務停止命令 (第8条、第30条の3)

3 大麻取締法 (昭和23年法律第124号) に関する次のこと。

(1) 免許の取消し (第18条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項局長専決事項の欄1 (1) 中「医薬品等の」を削り、同欄1 (1) 中「第12条」の次に「、第23条の2、第23条の20」を加え、同欄1 (2) 中「医薬品等の」を削り、同欄1

(3) 中「医薬品等の」を削り、「第14条」を「第14条第1項、第9条」に改め、同欄1 (4) を次のように改める。

(4) 製造業の登録 (第23条の2の3)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項局長専決事項の欄1 (5) 及び (6) を削り、同欄1 (7) を同欄1 (5) とし、同欄2を次のように改める。

2 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例に関する次のこと。

(1) 知事監視製品の指定の取消し (第13条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項局長専決事項の欄3から6までを削り、同項課長専決事項の欄1 (1) 及び (2) を次のように改める。

(1) 兼務の許可 (第17条で準用する第7条、第23条の2の14で準用する第7条、第35条、第40条の6、第68条の16で準用する第7条)

(2) 薬局に関する情報の提供 (第8条の2)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄1 (3) を同欄1 (5) とし、同欄1 (5) の次に次のように加える。

(6) 販売従事の登録 (第36条の8第2項)

(7) 特定医療機器に関する指導及び助言 (特定医療機器の販売業者又は貸与業者に係るものを除く。) (第68条の6)

(8) 再生医療等製品に関する指導及び助言 (第68条の8)

(9) 生物由来製品に関する指導及び助言 (薬局の管理者に係るものを除く。) (第68条の23)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄1 (2) の次に次のように加える。

(3) 製造管理又は品質管理の方法の基準適合調査 (第14条第6項 (第14条第9項で準用する場合を含む。))、第80条)

(4) 販売業 (店舗販売業を除く。) の許可 (第24条、第40条の5)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄4 (1) を次のように改める。

(1) 大麻取扱者の免許、免許の登録及び免許証の交付 (第5条、第6条、第7条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄4を同欄7とし、同欄7の次に次のように加える。

8 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例に関する次のこと。

(1) 中毒症状の情報の提供の受理 (第10条)

(2) 知事監視製品の指定の失効 (第12条)

(3) 知事監視製品販売業の届出等の受理及び告示 (第14条)

(4) 知事監視製品購入・譲受届の受理 (第16条)

(5) 知事指定薬物の指定の失効 (第18条)

(6) 警告 (第20条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄3 (1) を次のように改める。

(1) 麻薬取扱者の免許、免許証の交付 (第3条、第4条)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄3に次のように加える。

(2) 向精神薬取扱者の免許、免許証の交付 (第50条、第50条の4)

(3) 向精神薬試験研究施設設置者の登録、登録証の交付 (第50条の5、第50条の7)

(4) 向精神薬取扱者の別段の申出等の公示 (第50条の26)

(5) 麻薬取締官への協力申請 (第56条第2項)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄3を同欄6とし、同欄2 (1) を次のように改める。

(1) 覚せい剤施用機関等の指定、指定証の交付 (第3条、第5条第1項、第35条第2項)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄2に次のように加える。

(2) 覚せい剤原料取扱者等の指定、指定証の交付 (第30条の2、第30条の5)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項課長専決事項の欄2を同欄5とし、同欄1の次に次のように加える。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に関する次のこと。

(1) 販売従事登録の消除（第159条の10）

3 毒物及び劇物取締法に関する次のこと。

(1) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（第4条）

(2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更（第9条で準用する第4条）

4 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に関する次のこと。

(1) 特定毒物使用者の指定（第11条、第16条、第22条、第28条）

(2) 特定毒物指導員の指定（第18条、第24条）

(3) 特定毒物研究者の許可（第33条の2）

別表第2商工観光労働部の表償還指導室の項部長専決事項の欄1中「及び」の次に「和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則（平成27年和歌山県規則第6号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる」を加え、同項課長専決事項の欄1中「和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則」を「和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則」に改め、同表商工振興課の項課長専決事項の欄10及び11を削り、同欄12中「和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（平成12年和歌山県規則第91号）」を「和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則（平成27年和歌山県規則第6号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則」に改め、同欄12（1）から（3）までを削り、同欄12（4）を同欄12（1）とし、同欄12（5）から（8）までを削り、同欄12を同欄10とし、同表観光振興課の項課長専決事項の欄1（4）を同欄1（5）とし、同欄1（3）の次に次のように加える。

(4) 旅行業約款の個別認可（第12条の2第1項）

別表第2農林水産部の表農業環境・鳥獣害対策室の項課長専決事項の欄2中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表森林整備課の項局長専決事項の欄15を次のように改める。

15 和歌山県県有林管理員の嘱託に関すること。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項局長専決事項の欄16を削り、同欄17を同欄16とし、同欄18を同欄17とし、同項課長専決事項の欄11中「県有林造成事業」を「県有林事業」に改め、同表資源管理課の項局長専決事項の欄2中「昭和40年」を「平成17年」に、「第15号」を「第67号」に改め、同欄2（1）中「第8条」の次に「、第9条」を、「第10条」の次に「、第14条」を、「第22条」の次に「、第23条、第25条、第26条」を、「第28条」の次に「、第30条、第31条、第32条」を加え、同欄3中「昭和40年」を「平成16年」に、「第16号」を「第55号」に改め、別表第2県土整備部の表道路保全課の項局長専決事項の欄1（2）を削り、同欄1（3）を同欄1（2）とし、同欄1（4）を同欄1（3）とし、同欄1（5）を同欄1（4）とし、同欄1（6）を削り、同欄1（7）を同欄1（5）とし、同欄1（8）を同欄1（6）とし、同欄3（1）中「第124条」を「第91条」に改め、同欄3（1）を同欄3（2）とし、同欄3に同欄3（1）として次のように加える。

(1) 本県のみ区域内において路線を定めて設けられている一般自動車道に関する次のこと。

ア 自動車道事業に関し県の処理する事務等（道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）第3条第1項）

イ 道路管理上必要な報告、検査及び調査（第94条第1項、第4項、第6項）

別表第2県土整備部の表道路建設課の項課長専決事項の欄1を削り、同表都市政策課の項部長専決事項の欄に同欄1から3までとして次のように加える。

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可事務に関する処分等についての行政不服審査法の規定による審査請求に関すること。

2 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第127条の2第1項に基づく行政不服審査法の規定による審査請求に関すること。

3 都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 第128条第1項に基づく行政不服審査法の規定による審査請求に関すること。

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄6に次のように加える。

(7) 既存建築物に係る変更命令等 (第17条の3)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄8中「(昭和29年法律第119号)」を削り、同欄12中「(昭和44年法律第38号)」を削る。

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄3を削り、同欄4を同欄3とし、同欄5(2)を同欄5(5)とし、同欄5(5)の次に次のように加える。

(6) 既存の建築物に対する行為の制限の勧告 (第17条の2第3項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄5(1)を同欄5(4)とし、同欄5に同欄5(1)から(3)までとして次のように加える。

(1) 事前協議 (第11条の7)

(2) 助言又は指導に関すること (第14条の2第1項)。

(3) 専門委員会への諮問 (第14条の2第2項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄5を同欄4とし、同欄6から11までを同欄5から10までとし、同表建築住宅課の項局長専決事項の欄1(5)中「公開聴聞の開催の」を「公開による意見の聴取及び」に改め、同欄1(13)中「及び建築審査会への諮問」を削り、同欄1(15)中「、建築審査会への諮問」を削り、同欄1(16)中「及び建築審査会への諮問」を削り、同欄1(17)中「、建築審査会への諮問」を削り、同欄1(19)から1(21)までの規定中「及び建築審査会への諮問」を削り、同欄1(29)中「及び建築審査会への諮問」を削り、同欄1(29)を同欄1(33)とし、同欄1(33)の次に次のように加える。

(34) 建築審査会への諮問 (第43条第1項、第44条第2項、第46条第1項、第47条、第48条第14項、第56条の2第1項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄1(28)を削り、同欄1(27)中「建築許可及び建築審査会への諮問」を「認定及び許可」に、「第86条の2第2項」を「第86条の2」に改め、同欄1(27)を同欄1(32)とし、同欄1(26)中「の総合設計制度」を削り、「建築許可」を「認定」に改め、同欄1(26)を同欄1(31)とし、同欄1(25)を同欄1(30)とし、同欄1(24)を同欄1(29)とし、同欄1(23)中「、第74条」を削り、同欄1(23)を同欄1(28)とし、同欄1(22)中「及び建築審査会への諮問」を削り、同欄1(22)を同欄1(23)とし、同欄1(23)の次に次のように加える。

(24) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積、高さ又は壁面の位置の許可 (第60条の2第1項第3号)

(25) 建築物の敷地面積の許可及び壁面の位置の許可 (第67条の3第3項第2号、第5項第2号)

(26) 建築物の間口率又は高さの許可 (第67条の3第9項第2号)

(27) 景観地区内における建築物の高さ、壁面位置又は敷地に関して定められた限度を超える許可 (第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄1(21)の次に次のように加える。

(22) 建築物の高さの許可 (第57条の4第1項ただし書、第60条の3第1項ただし書)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

28 空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) に関する次のこと。

(1) 市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助 (第8条)

別表第2県土整備部の表公共建築課の項局長専決事項の欄1中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改

め、同欄1 (9) を削り、同欄4に次のように加える。

- (2) 不動産鑑定業者の登録拒否 (第25条)
- (3) 不動産鑑定業者の戒告、業務停止及び登録の消除 (第41条)
- (4) 不動産鑑定業者に対する助言又は勧告 (第46条)

別表第2県土整備部の表公共建築課の項課長専決事項の欄1 (5) から (7) までの規定中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同欄2 (8) 中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同欄2に次のように加える。

- (9) 宅地建物取引業者に対する報告の徴収及び立入検査並びに宅地建物取引士に対する報告の徴収 (第72条)

別表第2県土整備部の表公共建築課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

4 不動産の鑑定評価に関する法律に関する次のこと。

- (1) 不動産鑑定業者の更新登録 (第22条第3項)
- (2) 不動産鑑定業者の変更の登録 (第27条)
- (3) 不動産鑑定業者の書類の提出 (第28条)
- (4) 不動産鑑定業者の廃業等の届出 (第29条)
- (5) 不動産鑑定業者の登録の消除 (第30条)
- (6) 不動産鑑定業者に対する報告の徴収及び立入検査 (第45条)

別表第2県土整備部の表港湾整備課の項中「港湾整備課」を「港湾漁港整備課」に改め、同項局長専決事項の欄に次のように加える。

3 他の地方公共団体、公社、公団、国、鉄道事業者、NTT等との委託又は受託事業の協定 (協定金額5億円以上のものを除く。) に関すること。

#### 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2環境生活部の表自然環境室の項課長専決事項の欄1及び別表第2農林水産部の表農業環境・鳥獣害対策室の項課長専決事項の欄2の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

### 和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

別表第1専決事項の欄28を同欄29とし、同欄22から27までを同欄23から28までとし、同欄21の次に次のように加える。

22 管理する物品の短期の貸付けに関すること。

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄1中「の設計額又は見積額」を「の契約金額」に改め、同欄4中「予定価格」を「当初の設計額又は見積額」に改め、同欄13 (6) を同欄13 (7) とし、同欄13 (5) の次に次のように加える。

- (6) 特定技術基準対象施設に関する報告の徴収、立入検査、勧告等 (第56条の2の21、第56条の5)

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄に次のように加える。

31 他の地方公共団体、公社、公団、国、鉄道事業者、NTT等との委託又は受託事業の協定 (協定金額5億円未満のものに限る。) 及びその変更 (変更後の協定金額が5億円以上となる場合を除く。) に関

すること。

別表第2南紀白浜空港管理事務所の項専決事項の欄1中「の設計額又は見積額」を「の契約金額」に改め、同欄4中「予定価格」を「当初の設計額又は見積額が」に改める。

別表第3第1号の表振興局長の項専決事項の欄7中「の設計額又は見積額」を「の契約金額」に改め、同欄8中「予定価格」を「当初の設計額又は見積額が」に改め、同欄9中「設計額又は見積額」を「契約金額が」に改め、同表部長の項専決事項の欄33中「(所長の専決事項として定めているものを除く。30から37までにおいて同じ。)」を削り、同欄41を同欄42とし、同欄35から40までを同欄36から41までとし、同欄34の次に次のように加える。

35 管理する物品の短期の貸付けに関すること。

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄10(6)中「市町村長の命令」を「基準適合命令」に改め、同欄12(7)を同欄12(8)とし、同欄12(6)を同欄12(7)とし、同欄12(5)を同欄12(6)とし、同欄12(4)の次に次のように加える。

(5) 旅行業約款の個別認可(第12条の2第1項)

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄26中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)」に改め、同欄38中「漁業振興基金」を「漁業振興資金」に改め、同欄65中「県有林造成事業」を「県有林事業」に改め、同欄67を次のように改める。

67 和歌山県県有林事務規程(昭和40年3月20日制定)に関する次のこと。

- (1) 立木の処分に関すること。(第5条、第10条)
- (2) 境界の明示に関すること。(第6条)
- (3) 県有林地の使用及び障害木払下げの承認(第7条)
- (4) 県有林産物の無償障害木払下げの承認(第9条)
- (5) 売払産物に係る伐採承認及び物件引渡しの承認(第12条第3項)
- (6) 搬出完了届の受理及び跡地検査に関すること(第13条)。
- (7) 県有林作業小屋貸出の承認(第15条)

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同欄2(1)中「第37条」の次に「、第37条の2」を、「第77条第2項」の次に「、第78条の2第1項」を加え、同欄30を同欄32とし、同欄22から29までを同欄24から31までとし、同欄21中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同欄21を同欄23とし、同欄5から20までを同欄7から22までとし、同欄4中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同欄4(5)中「母子福祉資金」を「母子父子福祉資金」に改め、同欄4を同欄6とし、同欄3中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同欄3(1)中「母子福祉資金」を「母子父子福祉資金」に改め、「第13条」の次に「、第31条の6」を加え、同欄3(2)中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「第32条第1項」を「第32条第4項」に改め、同欄3(3)中「第32条第1項」を「第32条」に改め、同欄3を同欄5とし、同欄2の次に次のように加える。

3 生活困窮者自立支援法(平成25年法律105号)に関する次のこと。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業の実施(第4条)
- (2) 生活困窮者住宅確保給付金の決定及び支給(第5条)

4 生活困窮者健康管理支援事業の実施に関すること。

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄15(16)を同欄15(31)とし、同欄15(15)を同欄15(30)とし、同欄15(14)を同欄15(24)とし、同欄15(13)を同欄15(23)とし、同欄15(12)を同欄15(22)とし、同欄15(11)を同欄15(17)とし、同欄15(10)を同欄15(14)とし、同欄15(9)を次の

ように改める。

(9) 道路の原状回復等についての必要な指示 (第40条第2項)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄15 (8) を同欄15 (12) とし、同欄15 (7) を同欄15 (11) とし、同欄15 (6) を同欄15 (10) とし、同欄15 (5) を同欄15 (7) とし、同欄15 (4) を同欄15 (6) とし、同欄15 (3) 中「第32条第1項」の次に「、第3項、第5項」を加え、同欄15 (3) を同欄15 (5) とし、同欄15 (2) を同欄15 (4) とし、同欄15 (1) の次に次のように加える。

(2) 他の工作物の管理者に対する道路に関する工事等の施行命令 (第21条)

(3) 工事原因者に対する工事施行命令等 (第22条第1項)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄15 (7) の次に次のように加える。

(8) 道路の占用に関する工事の代行 (第38条)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄15 (12) の次に次のように加える。

(13) 道路の通行の禁止又は制限 (第46条第1項、第3項、第47条第3項)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄15 (14) の次に次のように加える。

(15) 車両の通行に関する措置 (第47条の4)

(16) 道路の通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置 (第47条の5)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄15 (17) の次に次のように加える。

(18) 兼用工作物の費用の決定 (第55条第1項)

(19) 原因者に対する負担命令 (第58条第1項)

(20) 付帯工事費用の原因者に対する負担命令 (第59条第1項、第3項)

(21) 工事費用の原因者に対する負担命令 (第60条、第62条)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄15 (24) の次に次のように加える。

(25) 道路法第66条又は第68条の規定による処分により損失を受けた者への補償 (第69条)

(26) 原状回復命令等の監督処分 (許可の取消しについては振興局建設部長の専決事項に係るものに限る。) (第71条第1項、第2項)

(27) 監督処分を命ずべき者を確知できないときは、必要な措置を自ら行い、又は委任した者に行わせること (第71条第3項)。

(28) 監督処分により損失を受けた者への補償等 (第72条)

(29) 道路管理上必要な報告及び立入検査 (第72条の2第1項)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄15 (31) の次に次のように加える。

(32) 廃道敷地と新たに道路区域になる土地との交換 (第92条第4項)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄62を同欄65とし、同欄56から61までを同欄59から64までとし、同欄55 (1) を同欄55 (3) とし、同欄55 (1) 及び (2) として次のように加える。

(1) 事前協議に関すること (第11条の7)。

(2) 助言又は指導 (第14条の2第1項)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄55を同欄58とし、同欄50から54までを同欄53から57までとし、同欄49中「海草振興局建設部の所管区域内における」を「和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号) 第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係る」に改め、同欄49を同欄52とし、同欄18から48までを同欄21から51までとし、同欄17を同欄18とし、同欄16の次に次のように加える。

17 車両制限令 (昭和36年政令第265号) に関する次のこと。

(1) 特殊車両の通行の認定 (第12条)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄18の次に次のように加える。

19 道路交通法 (昭和35年法律105号) に関する次のこと。

(1) 警察署長が行う道路の使用許可についての警察署長との協議 (第79条)

(2) 道路管理者が行う道路に関する工事及び作業についての警察署長との協議 (第80条)

20 災害対策基本法に関する次のこと。

- (1) 災害時における車両の移動等 (第76条の6第1項、第2項、第3項、第4項)
- (2) 災害対策基本法第76条の6第3項又は第4項の規定による処分により損失を受けた者への補償 (第82条)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄65の次に次のように加える。

66 空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) に関する次のこと (海草振興局建設部の所管区域内におけるものを除く。)

- (1) 市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助 (第8条)

別表第3第1号の表建設部ダム管理事務所長の項専決事項の欄9を同欄10とし、同欄4から8までを同欄5から9までとし、同欄3の次に次のように加える。

4 所属の職員の時間外勤務命令に関すること (建設部ダム管理事務所管理課長の専決事項として定めているものを除く。)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄26及び同表健康福祉部長の項専決事項の欄21の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。